

(令和5年1月以降の受付から適用します)

## 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価料金

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター「建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」第12条に規定する評価料金は次のとおりとする。

単位:円(消費税込み)

評価料金		申請条件		
		単独申請	併願申請①	併願申請②
一戸建ての住宅 新規申請		38,500	27,500	11,000
共同住宅等 (併用住宅に限る)	1戸	38,500	27,500	11,000
変更申請		新規申請料金の2分の1の額		

1.併願申請①:建築確認申請との併願

2.併願申請②:設計住宅性能評価5-2(一次エネルギー消費等級6、7)、

低炭素建築物技術的審査との併願

長期使用構造等確認審査(令和4年10月以降の申請)との併願

3.併願申請②の適用は、同一の計算で合理的に審査できる申請内容の場合に限ることとする。

4.計画の変更のうち、次の内容を変更する場合は、軽微な変更として取り扱うものとし、

審査料金は無料とする。

- ・依頼者及び代理者の変更の場合
- ・依頼者及び代理者の住所の変更の場合
- ・分筆等による地名地番の変更の場合
- ・評価への適合性が容易に判断できる変更の場合